

議案第2号

目黒区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和8年2月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例  
目黒区附属機関の設置に関する条例（令和6年3月目黒区条例第9号）の一  
部を次のように改正する。

別表の1 目黒区入札監視等委員会の項の前に次のように加える。

目黒区立学校施設更新に係る 設計等委託事業者選定委員会	目黒区立学校施設の更新に係る設計等を委 託する事業者の選定に係る評価及び審査に 関すること。
--------------------------------	--

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(説明) 区長の附属機関として目黒区立学校施設更新に係る設計等委託事業  
者選定委員会を設置するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。